

議案第 9 号

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市森林体験交流センターの指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市森林体験
交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 号）の一部を改正し
ようとするものである。

君津市条例第 号

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「森林の保全及び森林生産力の増進を図る目的で設立された」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、体験交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、_____法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市長は、体験交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、<u>森林の保全及び森林生産力の増進を図る</u>目的で設立された法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</p>